

令和 7 年度 加東市小規模保育事業 A 型
設置・運営事業者募集要項

令和 7 年 9 月

加東市教育委員会 こども未来部 こども教育課

1 目的

加東市（以下「市」という。）では、保育ニーズが多様化し、特に社地域の一部及び滝野地域においては0～2歳児の保留児童等も多く発生していることから、令和7年3月に策定した「第1期加東市こども計画」では、多様な保育ニーズに対応し、保留児童等の解消のため、保育の受け皿を確保することとしています。

この度、更なる保育の提供体制を確保し、保留児童等の解消及び子育て支援の充実を図ることを目的として、0～2歳児を対象に保育を提供する小規模保育事業A型について、施設の開設及び運営を行う事業者を募集します。

2 募集する事業の概要

①地 域	【社地域】旧社小学校区、旧福田小学校区 旧三草小学校区 【滝野地域】滝野東小学校区、滝野南小学校区			②施設数	2 か所
③事業種別	小規模保育事業A型	④定 員	原則 19 人/施設		
⑤対 象	市から保育の必要性の認定（3号認定）を受けた0～2歳児				
⑥施 設	事業者が所有、又は賃借する物件				
⑦開所時期	令和8年10月1日（前倒しの開所可能）				
⑧保育時間	11 時間/日（午前7時30分～午後6時30分）				
⑨閉所可能日	日曜日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）				
⑩実施を要する子ども・子育て支援事業等	延長保育事業 ・午前7時～午前7時30分 ・午後6時30分～午後7時 } ※実施必須 その他事業の実施は任意とする。				

■募集地域



3 事業者の応募資格等

(1) 次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- ① 児童福祉に対する高い理念を持ち、市の児童福祉を理解し、関連施策についても積極的に協力する者であること。
- ② 児童福祉法第34条の15第3項第4号に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。
- ③ 事業を実施するための必要な経済的基礎として、施設設置に要する資金のほか、運営費の概ね1か月分以上に相当する資金を普通預金等により保有していること。
- ④ 賃貸物件で事業を実施する場合は、1年間の賃借料相当額の資金を普通預金等により保有していること。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 加東市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年加東市条例第22号）第2条第1号から第3号までのいずれにも該当しない者であること。
- ⑦ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑨ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑩ 国、都道府県又は市町村が実施する法人又は施設の指導監査等において、重大な指摘を受けたことがないこと。ただし、重大な指摘を受けたことがあるが、既にその改善がなされている場合はこの限りではない。
- ⑪ 各種関係法令を遵守すること。

(2) 応募者が次の要件に該当する場合は、選定の対象から除外する。

- ① 募集要項に定める応募資格や条件に反する内容で応募した場合。
- ② 応募者及び応募者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対し不当な要求を行った場合。
- ③ 申請書類に虚偽の記載があった場合。
- ④ その他不正な行為があった場合。

4 施設設備に関する条件

(1) 施設に関する基本事項

- ① 事業者自らが所有又は賃借する物件において整備・運営を行うこと。
- ② 実施する物件は事業者が確保すること。
- ③ 加東市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第20号）及び消防法（昭和23年法律第186号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他関係法令を遵守すること。

- ④ 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されている建物であること。なお、検査済証の交付が確認できない場合は、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」に基づき、指定確認検査機関等にて法適合状況調査を行い、建築基準法に適合したものであることを示す書類を提出すること。
- ⑤ 現行の建築基準法上における耐震基準を満たしており、耐震上問題がないこと。なお、昭和56年5月31日以前に建築された建物の場合は、耐震調査を実施しており、耐震上問題がないことを証明する書類を提出すること。

(2) 小規模保育事業A型の保育室等の設備面積等の基準

設 備	満2歳未満：乳児室又はほふく室 満2歳以上：保育室又は遊戯室 便所・調理設備（調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備） 屋外遊戯場（代替する近隣の公園等も可）
面 積	乳児室又はほふく室：満2歳未満の幼児1人あたり 3.3 m ² 以上 保育室又は遊戯室：満2歳以上の幼児1人あたり 1.98 m ² 以上 屋外遊戯場：満2歳以上の幼児1人あたり 3.3 m ² 以上

※児童福祉法（昭和22年法律第164号）、家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）、加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例20号）

(3) 施設の設置に関する事項

- ① 同一施設内で他の事業を複合的に行う場合は、小規模保育事業を行う場所と明確に区分けをすること。
- ② 地震時の大型家具等転倒防止措置を講じるなど、乳幼児の安全確保の配慮をすること。
- ③ 防犯上の観点より、兵庫県警へのホットライン通報装置を設置するよう努めること。
- ④ 自動体外式除細動器（AED）を設置するよう努めること。
- ⑤ 保護者が利用する送迎用駐車スペースを十分確保するよう努めること。

4 施設運営に関する条件

(1) 小規模保育事業施設の運営に関する基本事項

① 利用定員

小規模保育事業A型（定員：原則19人）

※0～2歳児の各利用定員数について、進級ができるよう設定すること。

② 乳児保育（生後6か月～）を実施すること。

③ 保育時間は、午前7時30分から午後6時30分までの11時間とすること。また、延長保育は午前7時から午前7時30分までと、午後6時30分から午後7時までの実施を必

須とすること。

- ④ 日曜、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）以外は、開所を基本とすること。
- ⑤ 利用者負担額は、市が定めた額を事業者で徴収すること。
- ⑥ 市があらかじめ認めた費用以外の費用負担を保護者に求めないこと。ただし、日用品、文房具など保育に必要な物品の購入や行事に参加する費用等の徴収については、事前に保護者に説明し、同意を得て行うこと。
- ⑦ 同一施設内で他の事業を複合的に行う場合、乳幼児の保育に直接従事する職員は、法令等で認められている場合を除いて、他の事業の職員と兼ねることができない。

（２）職員配置

職員配置	① 保育従事者 0歳児 乳幼児3人につき1人 1・2歳児 乳幼児6人につき1人 ※上記に加え1人以上配置かつ全て保育士 ※保健師、看護師又は准看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。 ※職員配置は常時2人（うち1人以上は常勤職員とする）を下回ってはならない。（常勤職員とは1日6時間以上かつ月20日以上勤務の職員） ② 調理員 少なくとも1人は、栄養士、管理栄養士又は調理師とするよう努めなければならない。ただし、調理業務を委託する場合及び連携施設等から搬入する場合は不要。 ③ 嘱託医
------	---

※児童福祉法、家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準、加東市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例を必ず確認すること。

（３）小規模保育事業Ａ型との連携施設

連携施設の確保は、原則として小規模保育事業所を開所するまでに設定し、連携効力に係る協定書を締結すること。ただし、連携施設の確保が著しく困難な場合は、令和 11 年度末までのできる限り早期に設定すること。

連携施設	加東市内の認定こども園等
連携内容	① 保育内容の支援 １）相談・助言 連携施設の保育士等による相談・助言や月一回程度の巡回指導などを行う。 ２）集団保育を経験させるための機会 利用乳幼児に、連携施設の運営に支障をきたさない範囲で、連携施設の屋外遊戯場の使用や行事の参加等を行う。 ３）代替保育の提供 職員の病気等により、保育を提供することができない場合に、必要に応じて、当該保育事業者に代わって保育を提供する。 ② 卒園児の受入体制の確保

（４）保育内容等について

① 基本的事項

- ・児童福祉法に規定する児童福祉の理念を前提として事業運営を行うこと。地域の子育て家庭への支援事業を積極的に実施すること。
- ・保育の実施にあたっては、保育所保育指針に準じること。
- ・市の教育保育行政を十分に理解し、市の事業についても積極的に協力するとともに、関係法令を遵守し、市の指導に従うこと。
- ・保護者の意向に十分配慮し、円滑な施設運営を行うこと。
- ・利用乳幼児、保護者、地域等との信頼関係の維持、向上に努めること。

② 特別な支援が必要な子どもの受け入れに関する事

- ・特別な支援が必要な子どもへの対応を考えること。
- ・特別な支援が必要な子どもを受け入れる際には、必要に応じ保育士を加配すること。

③ 給食、保健、衛生、安全管理に関する事

- ・保育所における食事の提供ガイドラインに基づき、食事の提供を行うこと。また、離乳食やアレルギー食等、配慮を要する利用乳幼児の対応食等、個々に配慮した食事を提供すること。
- ・食事の提供は完全給食とし、原則、施設内において調理する方法（自園調理）によること。ただし、自園調理が困難な場合、一定の基準を満たす場合は連携施設等から給食を搬入することができる。
- ・調理施設、設備をはじめ、施設の衛生管理や利用乳幼児、職員の健康管理を徹底する

こと。

- ・健康増進法第 20 条第 1 項及び第 2 項の規定によって、特定給食施設の届出をすること。
- ・利用乳幼児に対し、健診・検査等を実施すること。
- ・必要な医薬品、医療品を常備し、医療機関との連携を図ること。
- ・防犯対策など、利用乳幼児の安全対策を講じること。
- ・消火訓練及び避難訓練を少なくとも月に 1 回は実施すること。
- ・保育における利用乳幼児の事故等に備えて損害賠償保険に加入すること。

④個人情報の保護に関すること

- ・職員又は職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童及びその家族個人情報等を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。
- ・個人情報保護の重要性を個々の職員が認識し、適切な対応を図ること。

⑤ 会計・運用財産に関すること

- ・会計は、その他の事業の会計と区分すること。
- ・運用財産として、十分な現金又は預金を有していること。

⑥ 保育の質の向上に関すること

- ・市立認定こども園に準じた苦情解決体制を備えること。
- ・職員の資質向上を図るため、各種研修への参加や独自の職員研修を行うこと。

⑦ その他

- ・市の入所保留児童の状況を鑑み、入所保留児童の解消に資する取組みを実施すること。
- ・運営状況や事業者の経営状況などの情報の公開に努めること。
- ・別紙提出書類一覧に記載のもののほか、保育サービスの内容、地域交流、安全・衛生対策、職員採用、人事管理等について別途提案があれば、提出書類に添付すること。

5 開設経費及び運営経費にかかる補助

(1) 施設改修費等の補助金

① 賃貸物件の場合

選定された事業については、「保育対策総合支援事業補助金」を活用し、「加東市小規模保育改修費等支援事業補助金交付要綱」（令和 7 年加東市告示第 100 号）に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。（補助金の交付には、別途手続きが必要なため補助金額を確約するものではない。また、国等の要綱改正により、内容が変更になる場合もある。）

補助基準額（上限額）	国の補助金の交付要綱による
補助率	3 / 4

※原則として補助事業は単年度事業であるため、令和 7 年度中に整備を行うこと。整備事業が年度をまたいだ場合には事業全体として補助対象ではなくなる場合もある。

② 自己所有物件の場合

補助金はありません。

※国庫補助金の交付を受けていない場合、建物が自己所有である等の要件を満たした場合は、地域型保育給付費の「減価償却加算」による加算を受けることができる。

③ 財産処分、会計検査について

国庫補助金の交付を受けて整備した物件は、処分に制限があるほか、後日会計検査受験の可能性があるため、万一、物件や設備の改修や売却、撤去を検討する場合は、あらかじめ市に相談すること。

【参考】

- ・ こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について
(こ成事 331 号令和 5 年 6 月 15 日)
- ・ 保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について
(こ成事第 520 号令和 5 年 10 月 12 日)

(2) 施設改修にあたっての留意点

- ① 設計及び施工にあたっては、事業者自らが近隣住民等に説明して理解を得て、安全確保等を図ること。
- ② 市契約規則に準じて、事業者による「入札」により施工業者を決定すること。(改修費補助を受けない場合はこの限りでない。)

(3) 運営費等

施設基準等を満たして認可され、特定地域型保育事業者として確認を受けた事業者は、保育事業の運営に必要な経費として「地域型保育給付費」(公定価格から、保護者から徴収する規定の保育料(利用者負担額)を差し引いた額)を受給することができる。

6 応募方法等

(1) スケジュール

内 容	日 程
募集要項等の公表	令和 7 年 9 月 16 日 (火)
質問受付期間	令和 7 年 9 月 19 日 (金) ～ 9 月 26 日 (金)
エントリーシート受付期間	令和 7 年 10 月 6 日 (月) ～ 10 月 14 日 (火)
応募書類の受付期間	令和 7 年 10 月 15 日 (水) ～ 10 月 29 日 (水)
参加資格審査結果通知	令和 7 年 11 月 6 日 (木)
プレゼンテーション審査	令和 7 年 11 月 26 日 (水)
プレゼンテーション審査結果通知	令和 7 年 12 月 3 日 (水)

（２）募集要項等の公表

募集要項及び申請書等の提出書類様式は、市ホームページよりダウンロードすること。

（３）質問受付

質問事項がある場合は、別添の質問票を、電子メールにて提出すること。なお、電子メールを送信したときは、必ず送信したことを電話で確認すること。

① 受付期間

令和 7 年 9 月 19 日（金）～ 9 月 26 日（金）午後 5 時 15 分まで

② 質問書の回答

令和 7 年 10 月 3 日（金）までに市ホームページで回答を公表する。

③ 提出先

電子メールアドレス：kodomo@city.kato.lg.jp

電話番号：0795-43-0546

連絡先：加東市教育委員会こども未来部こども教育課 担当：岡部・金高

（４）エントリーシートの受付

応募を予定する事業者は、あらかじめエントリーシートを、電子メールにて提出することにより本エントリーとする。なお、電子メールを送信したときは、必ず送信したことを電話で確認すること。本エントリーを行わなかった場合、正式に応募することはできない。また、エントリーシートを提出した場合であって、（５）に定める提出書類を提出しなかった場合は、本エントリーを取り下げたものとみなす。

① 受付期間

令和 7 年 10 月 6 日（月）～ 10 月 14 日（火）午後 5 時 15 分まで

② 提出先

「６（３）③」に同じ

（５）応募書類の受付

応募書類は、別紙「提出書類一覧」のとおりとし、正本（１部）、副本（９部）の合計 10 部提出すること。

なお、切手（320 円）を貼付した長形 3 号の返信用封筒（返送先を記入したもの）を 2 枚提出すること。

① 受付期間

令和 7 年 10 月 15 日（水）～ 10 月 29 日（水）午後 5 時 15 分まで

② 提出方法

持参又は郵送（書留郵便、期限必着）で提出すること。

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。

③ 提出先

〒673-1493 兵庫県加東市社 50 番地

加東市教育委員会こども未来部こども教育課 担当：岡部・金高

④ 注意事項

ア 同一者が2か所申し込むことを可能とする。ただし、応募書類は、それぞれ提出すること。

※その場合、前ページ記載の切手を貼付した長形3号の返信用封筒は1セット(2枚)の提出とする。

イ 申込書その他の提出書類は、A4サイズに統一し、ページ番号を付記の上、資料番号ごとにインデックスを付けること。(決算書等の文字が小さい場合は、A3サイズを折り込むなど、見やすい大きさに提出すること。)

ウ エントリーシートを提出していない場合や、受付期間を過ぎたものは受理しない。

エ 提出された書類の受領後の差し替えは認めない。

オ 提出された書類等は返却しない。

カ 応募のために生じる一切の費用については事業者の負担とする。

キ 必要に応じて、別途資料を請求する場合がある。

ク 書類提出後に辞退する場合は、必ず書面(様式自由)により届け出ること。

7 選定の方法等

(1) 参加資格審査

参加者が提出した書類により参加資格要件を満たしているかどうかを審査する。この結果、参加資格がないと認めた場合は失格とする。

① 参加資格審査の通知

ア 通知日 令和7年11月6日(木)

イ 通知方法 全応募書類提出者に書面により通知する。

ウ プレゼンテーション審査対象者とならなかった者は、その理由について次のとおり(書面(様式は任意)により市長に対し説明を求めることができる。この場合において、説明を求められたときは、市長は速やかに書面でその理由を説明するものとする。

a 提出期限 令和7年11月13日(木)午後5時15分まで

b 提出場所 「6(5)③」に同じ

c 提出方法 持参によること

(2) プレゼンテーション審査

① 選定の体制

市が設置する「加東市小規模保育事業運営事業者選定委員会」（以下、「委員会」という。）において、選考を行い、市が決定する。

② プレゼンテーションの実施

プレゼンテーション審査は非公開とし、プレゼンテーション審査対象者は、次によりプレゼンテーションを行うこと。

ア プレゼンテーション審査実施日 令和7年11月26日（水）

各審査対象者の開始予定時刻は別途通知する。

イ プレゼンテーション及び質疑応答により、事業計画書の内容に基づき行うこと。（説明30分以内、説明後15分程度の質疑を行う。）

なお、プレゼンテーション実施に係るパソコン等（ネットワーク環境含む。）の準備品については、プレゼンテーション審査対象者が準備すること。ただし、設置に要する時間は、5分以内とし、プレゼンテーションの時間には含めない。

ウ プレゼンテーションは、委員会に対して行うものとし、当該プレゼンテーション内容により委員会委員が採点する。

8 審査の結果

(1) 審査

以下の審査基準に基づき評価を行い、プレゼンテーション審査の評価点数の合計が最も高い者を実施事業者として選定し、併せて次点者も選定する。なお、評価点と同じ場合は、審査項目の「運営方針について」の評価点の高い者を上位者とする。さらに「運営方針について」の評価点においても同点となった場合は、審査項目の「施設整備について」の評価点の高い者とする。なお、全参加者の点数（委員会委員の点の合計）が、満点（委員会委員数×100点）の6割を超えない場合は不調とし、改善事項を書面により提出させ、再度委員会を開催するものとする。

また、参加申込者が1者である場合や、施設の応募が1か所しかない場合であっても参加資格審査及びプレゼンテーション審査を行い、同様の基準により受託候補者を選定する。

なお、受託候補者が辞退した場合や決定が取り消された場合には、次点者を受託候補者として決定することができるものとする。

【審査基準】

審査項目	配点		審査事項
運営の適格性について	30	5	運営実績
		5	財務状況
		5	資金計画及び長期的な運営の安定性

		10	人材確保及び人材育成
		5	自己評価・外部評価、苦情処理体制など
施設整備について	30	5	入所保留児童解消への取り組み (定員設定、開所時期など)
		10	利用者の利便性（立地や駐車場確保など）
		10	施設設備について(保育室、遊戯室、屋外遊戯場の広さなど)
		5	地域との連携、周辺環境への配慮など (地域活動への参加、地域との関係性構築など)
運営方針について	40	10	保育目標・内容について (開所時間、乳児保育、延長保育など)
		5	給食の提供について(提供方法、アレルギー対応、食育など)
		10	職員配置体制
		5	特別な支援が必要な子どもの受け入れについて
		5	連携施設の確保又は確保に向けた計画について
		5	事故防止・衛生管理等の安全対策
合計	100		

【評価基準】

評価基準	評価点数 (配点が5点の場合)	評価点数 (配点が10点の場合)
特に優れている	5	10
優れている	4	8
普通	3	6
やや劣っている	2	4
劣っている	1	2

(2) 審査結果の通知

実施事業者を選定したときは、速やかに全プレゼンテーション審査対象者に対し、書面により通知するものとする。

- ① 通知日 令和7年12月3日（水）
- ② 通知内容 審査結果
- ③ 通知方法 全プレゼンテーション審査対象者に書面により通知する。
- ④ 実施事業者を選定されなかった者は、その理由について次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。この場合において、説明を求められたときは、市長は速やかに書面でその理由を説明するものとする。ただし、審査結果に対する異議は、一切受け付けない。

- ア 提出期限 令和7年12月2日（火）午後5時15分まで
イ 提出場所 「6（5）③」に同じ
ウ 提出方法 持参によること。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。

（3）選定結果の公表

実施事業者を選定したときは、加東市ホームページ上で公表する。

公表の内容は、各参加者の総評価点及び選定の結果とする。なお、本市において審査結果等を公表するまではプレゼンテーション審査対象者において、第三者に公表してはならない。

9 情報公開及び提供

- （1）実施事業者選定に関する情報（参加希望者から提出された資料を含む。）は、加東市情報公開条例（平成18年加東市条例第16号）の規定に基づき開示することがある。
（2）当該業務の実施事業者から提出された資料（企画提案書等を含む。）は、加東市情報公開条例（平成18年加東市条例第16号）の規定に基づき開示する。

10 保育開始までのスケジュール

令和7年12月～令和8年3月	開設準備（施設改修等）
令和7年12月～小規模保育事業所の開設まで	認可手続
令和8年10月	開所（事業開始）※前倒しの開所可能

問い合わせ及び担当部局

〒673-1493 兵庫県加東市社50番地

加東市教育委員会こども未来部こども教育課 担当：岡部・金高

電話番号：0795-43-0546（直通）

FAX：0795-43-0559

電子メールアドレス：kodomocity.kato.lg.jp